

令和5年第四回都議会定例会

文 書 質 問 趣 意 書

提出者 五十嵐 えり

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用しています  
石油系溶剤を含まないインキを使用しています

## 質 問 事 項

- 一 再任用職員について
- 二 自殺者について
- 三 フリースクールについて
- 四 滝山病院について
- 五 東京都養育費確保支援事業について
- 六 専決処分について
- 七 都の予算における目的別の構成比について
- 八 スピーキングテストについて

## 一 再任用職員について

令和5年第4回定例会に非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例が審議された。これにより、令和6年4月より、都は会計年度任用職員に対して、勤勉手当の支給が可能となる。非常勤職員の処遇改善であり、評価できるものである。

- 1 東京都職員で、直近の非常勤職員の人数と再任用職員の人数をそれぞれ示されたい。
- 2 現在、多摩地域において非常勤職員の給与改正に伴い、改正された結果、非常勤職員の年収が再任用職員の年収を上回るいわゆる「逆転現象」が生じる。都はこうした現象を認識しているか。
- 3 現在、各自治体では非常勤職員の給与改定について労使交渉を終えていると思われるが、都は各自治体の会計年度任用職員制度に関して、法令上、何らかの指示監督する権限はあるか。その他の人事制度についてはどうか。
- 4 都として、非常勤職員の処遇改善と同様に再任用職員の処遇改善についても取り組むべきだが、見解を伺う。

## 二 自殺者について

- 1 都内における平成25年から令和4年までの年ごとの自殺者の総数、原因・動機の推移を示されたい。
- 2 全国における平成25年から令和4年までの年ごとの自殺者の総数、自殺の場所が駅構内、鉄道線路の推移を示されたい。

## 三 フリースクールについて

都は令和5年度フリースクール等に通う不登校児童・生徒支援調査研究

事業への調査研究協力者の募集を行っている。

- 1 都内の公立学校に通う児童・生徒に支出している公費はいくらか。児童・生徒一人当たりには換算するといくらか伺う。
- 2 都はフリースクールに通わせる保護者の負担がどのくらいか把握しているか。
- 3 不登校児の保護者に聞くと、保護者がフリースクールの存在自体を知らない、存在は知っていてもどこに通わせたらいいのか分からない、という現状がある。結果として、保護者に情報格差が生じている。都として、学校で、学校に通う生徒又は保護者に対して、フリースクールの情報を積極的に提供し、生徒らが選択できるよう取り組むべきではないか、都の見解を伺う。

#### 四 滝山病院について

東京都は令和5年5月11日より一般社団法人東京精神保健福祉士協会と協力して、転退院支援を行っているが、現時点で、転退院を希望しながら未だ滝山病院に留まる入院患者がいる現状がある。

- 1 令和5年12月末日及び令和6年1月末日時点における入院形態別に滝山病院入院患者はそれぞれ何人であるか伺う。
- 2 都が一般社団法人東京精神保健福祉士協会と協力して行った入院患者に対する個別調査の対象となった者の人数、その際に退院を希望した者の人数、虐待を受けた旨を述べた者の人数、さらに、退院を希望した者のうち令和5年12月末日までの間に東京都と一般社団法人東京精神保健福祉士協会の支援により退院に至った者の人数をそれぞれ伺う。
- 3 任意入院者については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第21条2項に基づき、退院の申出をした者につ

いては病院管理者は退院をさせなければならないと規定されているが、東京都と一般社団法人東京精神保健福祉士協会の調査の際に退院を希望していながら現在まで退院が果たされていない任意入院者がいるのであれば、それは法の趣旨に反するとも考えられる。その点について、都は、法の趣旨に反するような問題は生じないと考えているか、あるいは何らかの問題があると考えているのか、問題があると考えた場合にその内容について、見解を伺う。

4 令和5年第三回都議会定例会の文書質問趣意書質問事項五の3への答弁に関して再質問する。当該質問に対する答弁は、「滝山病院には、長期入院の患者も多く、心身の状況等からも直ちに地域で暮らすのは難しいことも想定されるため、都は、東京精神保健福祉士協会の協力を得て、本人の意思を確認し、まずは地域移行支援に取り組んでいる病院への転院を進めています。患者が転院後に地域での生活を希望する場合には、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを活用して、地域での生活につなげることをとしています」というものであった。「長期入院の患者も多く、心身の状況等からも直ちに地域で暮らすのは難しいことも想定される」のであれば、より一層一般社団法人東京精神保健福祉士協会のみならず他の地域福祉関係者からの協力を得るべきだと思われるが、一般社団法人東京精神保健福祉士協会のみと協力し退院支援を行う方がそのような他の福祉関係者からも協力を得ながら行うよりも適切であると考え理由を伺う。

5 上記4に関連して、仮に、東京都としては一般社団法人東京精神保健福祉士協会のみと協力関係をもって支援にあたるのが適切であると考えたとしても、本来は、誰に支援を求めるかは各患者本人が決めることであるとも思われる。一般社団法人東京精神保健福祉士協会のみ支援

を求めることもできるし、他の福祉関係者から支援を受けることもできるが、いずれを希望するかという旨を都は各患者に確認したことがあるか、ある場合には、それぞれの希望をした者の人数を伺う。仮に、そのような問いをしていない場合には、そのような問いをせずに一般社団法人東京精神保健福祉士協会のみ支援を求め続けることについて、法的な問題がないと考えるか、見解を伺う。

- 6 一般社団法人東京精神保健福祉士協会と協力して行った調査の結果、退院を希望した医療保護入院又は措置入院の患者について、精神医療審査会への審査請求ができる旨の教示をし、自力で審査請求をすることが困難であると思われる者に対して何らかの助力をし、結果として審査請求を実現した人数は何人であるか伺う。また、法33条の5に基づき、滝山病院を促すなどして退院希望のあった医療保護入院者に対して地域の一般相談事業所等を紹介した者は何人であるか伺う。いずれもない場合には、それらのことをしなかった理由を伺う。

## 五 東京都養育費確保支援事業について

東京都は、都内の町村に住所を有するひとり親等を対象として、養育費の取決めや取得に要する経費の一部を助成する東京都養育費確保支援事業を実施している。当該事業の実績を伺う。

## 六 専決処分について

都がコロナ対策として行ってきた専決処分（地方自治法第179条）の総額と内容について伺う。また、それぞれの措置の専決処分の要件該当性についても伺う。

## 七 都の予算における目的別の構成比について

令和5年度当初予算における目的別の構成比について、30年前の平成5年度当初予算と比較して、変化を伺う。

## 八 スピーキングテストについて

本年11月26日に実施された英語スピーキングテストに関し、我が会派の議員が試験監督のアルバイトに募集し、会場で監督業務に従事していたとの記事が出た。

- 1 本件について、法令等なんらかのルールに違反するのか、見解を伺う。違反する場合はその根拠は何か。
- 2 本件について「都議会が承認し都が発注した事業から派生したアルバイトに従事しており、議員報酬とアルバイト代の『税金の二重取り』にあたる可能性がある」との指摘がある。二重取りにあたるのか、都の見解を伺う。あたる場合は、根拠も示されたい。
- 3 本件について、都幹部が都議会立民会派に抗議したとの指摘があるが事実か。事実である場合、都幹部のうち誰がどこからどのような情報を得て、どのような抗議をしたか。





令和 5 年 第 四 回 都 議 会 定 例 会

## 五十嵐えり議員の文書質問に対する答弁書



## 質 問 事 項

### 一 再任用職員について

- 1 東京都職員で、直近の非常勤職員の人数と再任用職員の人数をそれぞれ伺う。

## 回 答

令和5年8月1日現在、知事部局における非常勤職員数は8,270人であり、令和5年4月1日現在の知事部局における暫定再任用職員等数は964人です。

## 質 問 事 項

- 一の2 現在、多摩地域において非常勤職員の給与改正に伴い、改正された結果、非常勤職員の年収が再任用職員の年収を上回るいわゆる「逆転現象」が生じるが、都はこうした現象を認識しているか伺う。

## 回 答

他団体における非常勤職員等の個別の状況については、都では把握していません。

## 質 問 事 項

- 一の3 現在、各自治体では非常勤職員の給与改定について労使交渉を終えていると思われるが、都は各自治体の会計年度任用職員制度に関して、法令上、何らかの指示監督する権限はあるか伺う。また、その他の人事

制度についてはどうか伺う。

回 答

地方自治法には、都道府県は区市町村の自治事務に対し、技術的な助言や勧告等を行うことができる規定があります（第245条の4、第245条の5、第245条の6）。

質 問 事 項

一の4 都として、非常勤職員の処遇改善と同様に再任用職員の処遇改善についても取り組むべきだが、見解を伺う。

回 答

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員等の給与については、東京都人事委員会勧告を踏まえ、労使交渉を経て適切に設定し、条例で規定しています。

質 問 事 項

二 自殺者について

1 都内における平成25年から令和4年までの年ごとの自殺者の総数、原因・動機の推移について伺う。

回 答

都内における平成25年から令和4年までの各年の自殺者の総数及び原

因・動機の推移は以下のとおりです。

1 自殺者の総数（東京都）

（単位：人）

	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年
自殺者 総数	2,620	2,443	2,290	2,045	1,936	2,023	1,920	2,015	2,135	2,194

出典：人口動態統計（厚生労働省）

2 自殺の原因・動機（東京都）

（単位：人）

	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年
家庭問題	312	330	320	260	235	243	220	195	225	380
健康問題	1,262	1,375	1,108	1,000	982	937	808	840	862	1,116
経済・生活問題	451	391	360	298	297	286	240	237	236	351
勤務問題	225	234	192	177	210	180	169	135	164	295
男女問題	92	113	93	94	96	73	74	82	77	81
学校問題	47	63	50	40	35	36	44	42	42	61
その他	109	101	96	75	75	62	75	70	70	142
不詳	909	650	846	770	745	870	872	980	1,005	624

出典：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

「住居地（自殺者の住居があった場所）」、「自殺日」で集計したデータを使用

注：自殺の原因・動機に係る集計について、国は、令和3年までは、遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を3つまで計上可能としていたものを、令和4年は、家族の証言等から自殺の原因・動機と考えられるものについて、原因・動機を4つまで計上可能とすることへ変更している。

## 質 問 事 項

二の二 全国における平成25年から令和4年までの年ごとの自殺者の総数、自殺の場所が駅構内、鉄道線路の推移について伺う。

## 回 答

全国における平成25年から令和4年までの各年の自殺者の総数及び自殺場所が駅構内又は鉄道線路の自殺者数の推移は以下のとおりです。

### 1 自殺者の総数（全国） （単位：人）

	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年
自殺者 総数	26,063	24,417	23,152	21,021	20,468	20,031	19,425	20,243	20,291	21,252

出典：人口動態統計（厚生労働省）

### 2 自殺場所が駅構内又は鉄道線路の自殺者数（全国） （単位：人）

	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年
駅構内	63	24	71	49	100	113	88	118	131	126
鉄道線路	524	560	506	532	520	463	489	441	478	470

出典：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

「自殺日」で集計したデータを使用

## 質 問 事 項

### 三 フリースクールについて

1 都内の公立学校に通う児童・生徒に支出している公費はいくらか。

児童・生徒一人当たりに換算するといくらか伺う。

## 回 答

文部科学省が毎年度実施している「地方教育費調査」の令和4年度調査結果によると、都内公立学校に通う児童・生徒に令和3年度に支出した国庫補助金、都支出金、区市町村支出金などの公費の総額は、約1兆2,850億円、児童・生徒一人当たりでは約130万円となっています。

## 質 問 事 項

三の2 都はフリースクールに通わせる保護者の負担がどのくらいか把握しているか伺う。

## 回 答

都教育委員会が、昨年度実施した「フリースクール等に通う不登校児童・生徒支援調査」の結果によると、都内公立学校に在籍し、フリースクール等に通う子供のうち、調査協力者の授業料の月当たり平均支払額は、約45,000円となっています。

## 質 問 事 項

三の3 都として、学校で、学校に通う生徒又は保護者に対して、フリースクールの情報を積極的に提供し、生徒らが選択できるよう取り組むべきだが、見解を伺う。

## 回 答

都教育委員会は、令和2年度に、学校とフリースクール等との連携の取

組事例等を示した冊子を作成し、学校を通じて、希望する不登校の子供の保護者等に配布しています。

## 質 問 事 項

### 四 滝山病院について

- 1 令和5年12月末日及び令和6年1月末日時点における入院形態別に滝山病院入院患者はそれぞれ何人であるか伺う。

## 回 答

令和5年12月31日現在、滝山病院における精神病床の入院患者は、任意入院患者44人、医療保護入院患者12人の計56人、一般病床の入院患者は18人です。

また、令和6年1月31日現在、精神病床の入院患者は、任意入院患者39人、医療保護入院患者11人の計50人、一般病床の入院患者は17人です。

## 質 問 事 項

- 四の2 都が一般社団法人東京精神保健福祉士協会と協力して行った入院患者に対する個別調査の対象となった者の人数、その際に退院を希望した者の人数、虐待を受けた旨を述べた者の人数、さらに、退院を希望した者のうち令和5年12月末日までの間に東京都と一般社団法人東京精神保健福祉士協会の支援により退院に至った者の人数をそれぞれ伺う。

## 回 答



都は、東京精神保健福祉士協会の協力を得て、身寄りがないなど自ら転退院先を見つけることが困難な入院患者の転退院の支援を行うこととし、令和5年5月以降、福祉事務所が面談等を行っている方を除く約70名の方に対して、継続して意向調査を実施してきました。

このうち約半数の方が転院や退院を希望し、令和5年12月31日時点で11名が転院しています。

なお、意向調査において、虐待を受けたか否かについての質問はしていません。

## 質 問 事 項

四の3 任意入院者については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第21条2項に基づき、退院の申出をした者については病院管理者は退院をさせなければならないと規定されているが、東京都と一般社団法人東京精神保健福祉士協会の調査の際に退院を希望していながら現在まで退院が果たされていない任意入院者がいるのであれば、それは法の趣旨に反するとも考えられる。その点について、都は、法の趣旨に反するような問題は生じないと考えているか、あるいは何らかの問題があると考えているか、問題があると考えた場合にその内容について、見解を伺う。

## 回 答

滝山病院には、転院や退院を希望しても自ら転退院先を見つけることが困難な入院患者もいます。

都は、東京精神保健福祉士協会の協力を得て、患者の様々な状況を踏まえながら、転退院先等に関する情報提供や関係機関との調整など、丁寧に

転退院の支援を行っています。

## 質 問 事 項

四の4 「長期入院の患者も多く、心身の状況等からも直ちに地域で暮らすのは難しいことも想定される」のであれば、より一層一般社団法人東京精神保健福祉士協会のみならず他の地域福祉関係者からの協力を得るべきだが、一般社団法人東京精神保健福祉士協会のみと協力し退院支援を行う方がそのような他の福祉関係者からも協力を得ながら行うよりも適切であると考え理由について伺う。

## 回 答

患者が地域での生活を希望する場合には、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを活用した、地域での生活につなげる取組を進めています。

## 質 問 事 項

四の5 一般社団法人東京精神保健福祉士協会のみ支援を求めることもでき、他の福祉関係者から支援を受けることもできるが、いずれを希望するかという旨を都は各患者に確認したことがあるか、伺う。ある場合には、それぞれの希望をした者の人数を伺う。仮に、そのような問いをしていない場合には、そのような問いをせずに一般社団法人東京精神保健福祉士協会のみ支援を求め続けることについて、法的な問題がないと考えるか、見解を伺う。

## 回 答

患者が地域での生活を希望する場合には、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを活用した、地域での生活につなげる取組を進めています。

## 質 問 事 項

四の6 一般社団法人東京精神保健福祉士協会と協力して行った調査の結果、退院を希望した医療保護入院又は措置入院の患者について、精神医療審査会への審査請求ができる旨の教示をし、自力で審査請求をすることが困難であると思われる者に対して何らかの助力をし、結果として審査請求を実現した人数は何人であるか伺う。また、法33条の5に基づき、滝山病院を促すなどして退院希望のあった医療保護入院者に対して地域の一般相談事業所等を紹介した者は何人であるか伺う。いずれもない場合には、それらのことをしなかった理由を伺う。

## 回 答

滝山病院では、患者又はその家族等は、退院や処遇の改善を病院の管理者に命令するよう都知事に対して請求できることについて、入院時に書面で告知しています。

令和5年4月から同年12月31日までの間、滝山病院において退院等の請求を行った患者はいません。

滝山病院では、区市町村と地域援助事業者との連携により、患者の地域移行に向けた取組が進められています。

## 質 問 事 項

### 五 東京都養育費確保支援事業について

東京都は、都内の町村に住所を有するひとり親等を対象に養育費の取決めや取得に要する経費の一部を助成する東京都養育費確保支援事業を実施しているが、当該事業の実績を伺う。また、区市における実施状況についても伺う。

## 回 答

都は令和3年度から、都内の町村に住所を有するひとり親を対象として、養育費の立替保証をはじめ、養育費の取決めを行う際の公正証書の作成や、裁判によらない紛争解決手続であるADRの利用等に要する費用を助成しており、事業開始から令和5年12月までの実績は5件となっています。

なお、同様の取組を行う区市に対しては財政支援を行っており、令和4年度は30区市に助成しています。

## 質 問 事 項

### 六 専決処分について

都がコロナ対策として行ってきた専決処分（地方自治法第179条）の総額と内容について伺う。また、それぞれの措置の専決処分の要件該当性についても伺う。

## 回 答

都はこれまで、コロナ対策として合計15回、総額約2兆4,000億円の補正予算について、専決処分を行いました。

具体的には、学校臨時休業への対応や、緊急事態措置の延長に伴う感染拡大防止協力金など、直ちに対策を講じる必要があったものについて、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分による予算措置を行ったものです。

## 質 問 事 項

七 都の予算における目的別の構成比について

令和5年度当初予算における目的別の構成比について、30年前の平成5年度当初予算と比較して、変化を伺う。

## 回 答

一般歳出の目的別構成比について、平成5年度当初予算と令和5年度当初予算を比較すると、バブル経済崩壊後に国の経済対策に呼応する形で膨らんでいた道路整備など、「都市の整備」の占める割合が減少する一方、少子高齢化に伴う子供や高齢者のための施策など、「福祉と保健」の占める割合が大きく増加しています。

具体的には、都市の整備が26パーセントから15パーセントに、企画・総務が15パーセントから6パーセントに、生活環境が8パーセントから5パーセントに減少する一方、福祉と保健が10パーセントから26パーセントに、労働と経済が7パーセントから12パーセントに、教育と文化が19パーセントから20パーセントに、警察と消防が15パーセントから16パーセントに増加しています。

## 質 問 事 項

### 八 スピーキングテストについて

- 1 本年11月26日に実施された英語スピーキングテストに関し、我が会派の議員が試験監督のアルバイトに募集し、会場で監督業務に従事していたとの記事が出たが、本件について、法令等なんらかのルールに違反するのか、見解を伺う。違反する場合はその根拠は何か伺う。

## 回 答

報道があったことは承知していますが、都教育委員会は、個別の記事の内容に関して、見解を示す立場にありません。

## 質 問 事 項

- 八の2 本件について「都議会が承認し都が発注した事業から派生したアルバイトに従事しており、議員報酬とアルバイト代の『税金の二重取り』にあたる可能性がある」との指摘がある。二重取りにあたるのか、見解を伺う。あたる場合は、根拠について伺う。

## 回 答

報道があったことは承知していますが、都教育委員会は、個別の記事の内容に関して、見解を示す立場にありません。

## 質 問 事 項

- 八の3 本件について、都幹部が都議会立民会派に抗議したとの指摘があ

るが事実か伺う。事実である場合、都幹部のうち誰がどこからどのような情報を得て、どのような抗議をしたか伺う。

回 答

報道があったことは承知していますが、都教育委員会は、個別の記事の内容に関して、見解を示す立場にありません。

